



医労連共済「生命共済」は幅広く保障

後遺障害に大きな保障

病気・ケガによる後遺障害保障の手厚さが魅力です

後遺障害の給付

等級は、身障者手帳の等級ではなく、「労基法施行規則別表 2」で定められたものです。

後遺障害の給付金は、死亡保障の給付額に、等級ごとに定められている給付率を掛けて算出します。1級から3級の一部は100%、7級 50%、13級 7%など段階的に定められています。45才以下で子宮・卵巣全摘となり7級となった場合は、死亡保障額の50%が給付されています。

医労連共済以外にも「共済」は色々あります。保障の比較は簡単ではありませんが、後遺障害の保障は注目ポイントです。

他共済では「病気・ケガ」を高度障害(1級~3級の一部)に限っている場合が多いようです。後遺障害の給付の多くは「病気・ケガ」による5級~13級です。ここの保障は大切です。

新歓・共済説明会の写真・記事をお寄せください

医労連共済



〇〇共済

障害等級は「労基法施行規則別表 2」の等級です。身障者手帳の等級ではありません。

障害等級1級~14級	病気・ケガ	障害等級1級~3級の一部
障害等級1級~14級	交通事故	障害等級1級~14級
障害等級1級~14級	不慮の事故	障害等級1級~14級

「病気・ケガ」の3級の一部~14級も対象としているため、変形性股関節症による人工関節置換や人工透析、子宮卵巣の摘出、胆嚢摘出なども給付があります。この部分が対象外だったり、交通事故・不慮の事故に限ると給付対象は大きく減ります。